平成２１年（フ）第５７５号
大分市大字小池原1122番地の１　三宮ビルディング301、開始決定時の住所大分市東大道３丁目７番20号
破産者　那賀　　修
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３４４号
香川県丸亀市中府町１丁目５番62号　サーパス中府606号、開始決定時の住所宮崎市花ケ島町笹原2244　レオパレスグランデ207号室
破産者　巴山俊こと　趙　　顯俊
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２７号
福岡県朝倉市来春１番地１本石アパート２号
破産者　塩井　光實
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２０３号
鹿児島県阿久根市赤瀬川3867番地９
破産者　田平　英則
１　決定年月日　平成22年８月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第８８５号
名古屋市緑区大高町字江明９番地の７
破産者　加藤　克之
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８０８号
愛知県半田市青山２丁目７番地の２
破産者　池田由美子
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６３号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号　チサンマンション306号、住民票上の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地233　レインボー東白土1103号
破産者　鶴田　末巳
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７４号
名古屋市緑区鳥澄３丁目1904番地　コートタウン緑ヶ丘８棟２号
破産者　島野　智也
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８４号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅４棟503号
破産者　植田　義広
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２３号
名古屋市南区元塩町３丁目25番地
破産者　佐々木光夫
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０２号
名古屋市西区大野木２丁目206番地　グリーンコーポ202号、住民票上の住所名古屋市西区上小田井２丁目80番地の８　木見尻芳子方
破産者　南部　新平
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９２号
名古屋市緑区浦里４丁目63番地　県営鳴海住宅２街区10棟204号
破産者　秋元　雅憲
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
兵庫県加東市松沢762―48、住民票上の住所兵庫県三田市小野1471番地67
破産者　岡田　　進
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１０１５号
福岡市早良区南庄６丁目13番29号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区百道浜３丁目９番26―1901号
破産者　河野　章吾
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡市西区周船寺３丁目22―７―301、破産手続開始決定時の住所福岡市西区大字飯氏271番地
破産者　徳安　純子
１　決定年月日　平成22年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４８２号
宮城県多賀城市東田中２丁目36番８号
破産者　光野　和幸
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
仙台市宮城野区田子３丁目21番66号
破産者　西原　正貢
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
山梨県南アルプス市川上６番地３
破産者　飯野　　昇
１　決定年月日　平成22年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係